

〔増鏡新島もり〕承久も三年になりぬ、四月廿日御門○順おりさせ給、春宮○仲四にならせ給にゆ
づり申させ給、ちか比みなこの御よはひにて受禪ありつれば、これもめでたき御行すゑならむ
かし、

〔増鏡藤袴〕さておなじ四日○貞永元おりるさせ給、○後堀河御なやみ重きによりてなりけり、こぞの
二月、後の宮○藤原子の御はらに、一の御子○四いでき給へりしかば、やがて太子にたゝせ給しそ
かし、○中今上條○四是二さいにぞならせ給、あさましきほそ御いはけなさにて、いつくしき十
善のあるじにさだまり給事、いとゆきままでさきの世ゆかしき御ありさまなり、むかし近衛
院三さい、六條の院二さいにて位につき給へりしいづれもいとこゝろゆかぬためしなり、

〔帝王編年記後伏見見〕正應二年四月廿五日、立太子、永仁六年七月二十二日、受禪、

〔皇年代略記後光嚴〕應安四年三月廿三日、讓位於皇子緒仁親王○後今日先爲皇太子、

〔椿葉記〕その頃將軍○足利義滿は幼少にて、執事細川武藏守頼之朝臣、天下の事はとりさた申ほせに、
内裏にては、近き臣とも内談ありて、御讓國のさたやうく風聞せしかば、伏見殿光崇より榮仁
親王○崇光践祚の事、後深草院以來、正嫡にてまします。御理運の次第を、日野中納言教光卿を勅
使にて武家へ仰せらる、御返事は聖斷たるべきよしを申す、承久以來は武家よりはからひ申す
世になりぬれば、いかにも申沙汰せらるべき由を再三仰せらる、御理運勿論とはぞんじ申なが
ら、内裏○後より別して頼之朝臣を頼み仰せらる、によりて所詮いづかたの御事をもいろひ
申まじき由を申て、つひに一の御子○圓融に御讓位ありぬ、武家ひとへに最負申うへは、力およば
ざる次第なり、さるほどに本院○崇新院○後たちまち御中あしくなりて、近習の臣下もこゝろ
ごゝろに奉公ひきわかる、兄弟の御中にも御位のあらそひは、昔よりあることなれば、ちからな
き事なり、